

【記載例】 収支内訳書（不動産所得）

FA7200

令和 〇〇 年分収支内訳書（不動産所得用）

（あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をご記入ください。）

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日
（自 月 日 至 月 日）

住所	洲本市本町3-4-10	フリガナ		事務所所在地	
氏名	洲本 一郎	電話番号	0799-xx-xxxx	氏名(名称)	
職業	洲本 一郎	電話番号	0799-xx-xxxx	氏名(名称)	

科 目	金額(円)
貸 賃 料 ①	1800000
その他の収入	
小計(①+②)	1800000
計(①+②)	1800000
減価償却費 ⑦	920000
地代家賃 ⑩	
借入金利息 ⑪	
租税公課 ⑫	150000
損害保険料 ⑬	200000
修繕費 ⑭	200000
雑費 ⑮	
小計(⑦~⑮)	550000
経費(⑦+⑮)	1470000
専従者控除前の所得金額(①-⑮)	
専従者控除(⑮)	
所得金額(①-⑮)	330000

○不動産所得の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。）

貸家等の別	用途	不動産の所在地	貸借人の住所・氏名	貸借期間	貸付額	本年分の収入金額	保証金額
貸家	住宅用	洲本市本町3丁目999	五色 二郎	5年1月5日~12月31日	1,200,000	1,200,000	
貸土地	住宅用以外	洲本市本町3丁目888	由良 五郎	5年1月5日~12月31日	50,000	600,000	

資産の価値そのものを高める10万円以上の支出は減価償却費に算入し、資産を現況復旧する支出は、修繕費に算入します。

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
(歳)				
その他(人分)				

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		

【税務署整理欄】

- 1 -

FA7250

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定率	年中経過期間	本年分の普通償却費(⑧×⑨×⑩)	割増(特別償却)	本年分の必要経費合計(⑩+⑪)	未償却残高(期末残高)	摘要
本造貸家	1	22年5月	20,000,000	19,999,999	定額	22	0.046	12	920,000		920,000	7,426,666	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合のみ⑩欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利息の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利息	左のうち必要経費算入額

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は資材の品名	支払年月日	左のうち必要経費算入額
洲本市本町999 洲本工務店		5・8・20	200,000

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額

○本年における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

○貸付不動産の保有状況(空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量
住宅用		住宅用以外(事務所・店舗等)		駐車場	
建物	1	建物	1	屋根付	
土地		土地		青空	

- 2 -

不動産

○必要経費の各科目の具体例等

科 目	具 体 例
給料賃金	⑥ 賃貸している建物などの管理や賃貸料の集金に従事している使用人に支払う給料
減価償却費	⑦ 賃貸している建物、建物附属設備、構築物などの償却費
貸倒金	⑧ 既に収入金額とした未収賃貸料（事業として行われる不動産の貸付けによるものに限ります。）などのうち、回収不能となった金額 ※事業として行われない不動産の貸付けによる未収賃貸料が回収不能となった場合については税務署にお尋ねください。
地代家賃	⑨ 賃貸している建物の敷地の地代
借入金利子	⑩ 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子 ※借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費になりません。
租税公課	⑪ 賃貸している土地、建物等についての、固定資産税、事業税、税込経理方式による消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付税額、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ※所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の滞納税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
損害保険料	⑫ 賃貸している建物等についての火災保険料
修繕費	⑬ 賃貸している建物等についての修繕のための費用 ※資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、原則として、資本的支出となり、一の減価償却資産を取得したものとして減価償却を行います。
雑費	⑭ 業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費